

隠岐の島駐在事務所は、庁舎外での業務などにより事務所を不在にすることがありますことをご了承願います。

お急ぎの際は

〒690-0841 松江市向島町 134-10

松江労働基準監督署（本署）

(0852)

31-1165（労働基準）

40-2931（安全衛生）

31-1254（労災補償）

に連絡してください

提出書類は、本署へ直送されるか、隠岐の島駐在事務所の庁舎玄関横に設置してある郵便ポストへ投函願います。

松江労働基準監督署
隠岐の島駐在事務所